

ネットワークストレージサービス利用規約

令和5年4月1日

株式会社トーケネット

目次

第1章 総則	1
第1条 利用規約の適用	1
第2条 利用規約の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 ネットワークストレージサービスの提供区間	3
第4条 ネットワークストレージサービスの提供区間	3
第3章 契約	4
第5条 契約の単位	4
第6条 契約申込みを行うことが出来る者の条件	4
第7条 利用契約申込の方法	4
第8条 ネットワークストレージサービス利用契約申込の承諾	4
第9条 その他の契約内容の変更	4
第10条 権利の譲渡の禁止	5
第11条 契約者の地位の承継	5
第12条 契約者の氏名等の変更	5
第13条 契約者が行うネットワークストレージサービス利用契約の解除	5
第14条 当社が行うネットワークストレージサービス利用契約の解除	5
第4章 利用中止及び利用停止	6
第15条 利用中止	6
第16条 利用停止	6
第5章 利用の制限	7
第17条 利用の制限	7
第6章 料金等	8
第18条 料金及び工事に関する費用	8
第19条 料金の支払義務	8
第20条 工事費の支払義務	8
第21条 料金の計算方法等	9
第22条 割増金	9
第23条 延滞利息	9
第7章 保守	10
第24条 当社の維持責任	10
第25条 契約者の切分責任	10
第26条 修理又は復旧の順位	10
第8章 損害賠償	11

ネットワークストレージサービス利用規約

第27条 責任の制限.....	11
第28条 免責.....	11
第9章 雜則.....	12
第29条 承諾の限界.....	12
第30条 利用に係る契約者の義務	12
第31条 技術資料の閲覧	12
第32条 法令に規定する事項.....	12
第33条 個人情報の取扱い	12
第34条 閲覧.....	12
別記	13
1 ネットワークストレージサービスの提供区間.....	13
2 新聞社等の基準	13
料金表	14
目次	14
料金表通則.....	15
第1表 料金	17
1 適用	17
2 料金額	19
第2表 工事に関する費用.....	20
1 適用	20
2 工事費の額.....	21
別表	22
附則	23

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 当社は、このネットワークストレージサービス利用規約(料金表を含みます。以下、「利用規約」といいます。)を定め、これによりネットワークストレージサービスを提供します。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の利用規約によります。

(用語の定義)

第3条 この規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 特定装置	ネットワークストレージサービスを提供するためにネットワークストレージサービス取扱所に設置し、情報の蓄積又は転送等を行う装置等の電気通信設備
4 ネットワークストレージサービス	特定装置及び特定装置に付随するコンピュータープログラム等を使用して行う電気通信サービス
5 ネットワークストレージサーバー設備	中央処理装置、主記憶装置及び外部記憶装置により構成される特定装置を論理的に分割したサーバー機能(電気通信設備であって、計算および情報の保存等の機能を提供する電子計算機をいいます。)を提供するもの。
6 ネットワークストレージセンター設備	ネットワークストレージサービスを提供するために設置される電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属装置(ネットワークストレージサーバー設備を含みます。)をいいます。以下同じとします。)
7 ネットワークストレージサービス取扱所	ネットワークストレージサービスに関する業務を行う当社の事業所
8 サービス接続点	ネットワークストレージセンター設備と高速イーサネット網サービス契約約款に規定される特定サービス接続機能又はおトクオフィス・ワンサービス契約約款に規定される特定サービス接続機能若しくはThink VPNサービス契約約款に規定される特定サービス接続機能を提供する設備との接続点
9 ネットワークストレージサービス利用契約	当社からネットワークストレージサービスの提供を受けるための契約
10 契約者	当社とネットワークストレージサービス利用契約を締結している者
11 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備

ネットワークストレージサービス利用規約

12 消費税相当額	消費税法(昭和60年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
-----------	---

第2章 ネットワークストレージサービスの提供区間

(ネットワークストレージサービスの提供区間)

第4条 当社のネットワークストレージサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のネットワークストレージサーバー設備ごとに1のネットワークストレージサービス利用契約を締結します。

(契約申込みを行うことが出来る者の条件)

第6条 ネットワークストレージサービス利用契約の申込みを行うことができる者の条件は、次に掲げる当社の電気通信サービスの契約者に限ります。

- (1) 高速イーサネット網サービス
- (2) おトクオフィス・ワンサービス
- (3) Think VPNサービス

(利用契約申込の方法)

第7条 ネットワークストレージサービス利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をネットワークストレージサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表第1表(料金)に定めるネットワークストレージサービスのタイプ
- (2) 料金表第1表(料金)に定める利用容量
- (3) ネットワークストレージサービスに係る当社の指定する事項
- (4) その他申込の内容を特定するために必要な事項

(注) 第7条第2号の利用容量は、100ギガバイト単位とします。

(利用契約申込の承諾)

第8条 当社は、ネットワークストレージサービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、ネットワークストレージサービスの提供に必要なネットワークストレージセンター設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのネットワークストレージサービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) ネットワークストレージサービスを提供することが技術上著しく困難なとき
 - (2) ネットワークストレージサービス利用契約の申込みをした者が、当社の電気通信サービスの利用を停止されているとき又はその利用を停止されたことがあるとき若しくは当社の電気通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき
 - (3) ネットワークストレージサービス利用契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき
 - (4) その他当社のネットワークストレージサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき
 - (5) ネットワークストレージサービス利用契約において試用タイプの申込みをした者が、過去に試用タイプの利用をしたことがあるとき。

(その他の契約内容の変更)

第9条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条(利用契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項規定にかかわらず、料金表第1表(料金)に定めるネットワークストレージサービスのタイプ及び細目は、変更することができません。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第8条(利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

ネットワークストレージサービス利用規約

(権利の譲渡の禁止)

第10条 契約者がネットワークストレージサービス利用契約に基づいてネットワークストレージサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書面を添えて、速やかにネットワークストレージサービス取扱所に通知していただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更)

第12条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにネットワークストレージサービス取扱所に通知していただきます。

(契約者が行うネットワークストレージサービス利用契約の解除)

第13条 契約者は、ネットワークストレージサービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめネットワークストレージサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行うネットワークストレージサービス利用契約の解除)

第14条 当社は、第16条(利用停止)の規定によりネットワークストレージサービスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないときには、そのネットワークストレージサービス利用契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第16条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ネットワークストレージサービスの利用停止をしないでそのネットワークストレージサービス利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのネットワークストレージサービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第15条 当社は、次の場合には、ネットワークストレージサービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第17条(利用の制限)の規定により、ネットワークストレージサービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により、ネットワークストレージサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が別に定める期間、そのネットワークストレージサービスの利用を停止することがあります。

(1) ネットワークストレージサービスに係る契約の申込みにあたって、当社所定の契約申込書に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(2) ネットワークストレージサービス又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。

(3) 第30条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(4) 前3号の他、この規約に違反する行為であって、ネットワークストレージサービス、高速イーサネット網サービス又はおトクオフィス・ワンサービス若しくはThink VPNサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により、ネットワークストレージサービスの利用の停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 利用の制限

(利用の制限)

第17条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る通信（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記2の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第6章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

- 第18条** 当社が提供するネットワークストレージサービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する料金とし、当社が提供するネットワークストレージサービスの態様に応じて、基本使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。
- 2 当社が提供するネットワークストレージサービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

(料金の支払義務)

- 第19条** 契約者は、そのネットワークストレージサービス利用契約に基づいて当社がネットワークストレージサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があつた日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があつた日が同一である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金のうち月額で規定されているもの(以下「月額料金」といいます。)の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりネットワークストレージサービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があつたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ネットワークストレージサービス又は付加機能を利用できなかつた期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのネットワークストレージサービス又は付加機能を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表及び第31条において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合及び特定装置に付随するコンピュータープログラムの瑕疵による場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのネットワークストレージサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失により、そのネットワークストレージサービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間に対応するそのネットワークストレージサービス又は付加機能についての月額料金

- 3 前2項の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

- 第20条** 契約者は、ネットワークストレージサービス利用契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ネットワークストレージサービス利用規約

ただし、工事の着手前にそのネットワークストレージサービス利用契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に關して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 第1項の場合において、料金表第2表(工事に関する費用)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金の計算方法等)

第21条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第22条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第23条 契約者は、料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

(当社の維持責任)

第24条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(契約者の切分責任)

第25条 契約者は、ネットワークストレージサービスを利用できなくなったとき、自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して契約者から請求があったとき、当社は、ネットワークストレージサービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

(修理又は復旧の順位)

第26条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第17条(利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記2に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第27条 当社は、ネットワークストレージサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのネットワークストレージサービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。

ただし、特定装置に付随するコンピュータープログラムの瑕疵によるものであるときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、ネットワークストレージサービスが全く利用できない状態にあることを知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するネットワークストレージサービスに係る料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。
- 4 前項までの規定にかかわらず、特定装置に付随するコンピュータープログラムの利用及び特定装置に付随するコンピュータープログラムを当社が変更することに伴い発生する損害について、当社は責任を負いません。
- 5 当社の故意又は重大な過失によりネットワークストレージサービスの提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

(免責)

第28条 当社は、ネットワークストレージサービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、確実性、有用性又は違法性を保証しないものとします。

- 2 当社は、ネットワークストレージサービスの利用により契約者又は第三者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。
- 3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上止むを得ないとき、その他当社のネットワークストレージサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している記憶装置に係る情報を消去することがあります。

第9章 雜則

(承諾の限界)

第29条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等当社のネットワークストレージサービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者へ通知します。

ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第30条 当社は、契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
- (2) その他、この規約、法令、若しくは公序良俗に反する行為、当社の業務の運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (3) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為をしないこと。

2 当社は、契約者が前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(技術資料の閲覧)

第31条 当社は、ネットワークストレージサービスを利用する上で参考となる技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第32条 ネットワークストレージサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第33条 当社は、ネットワークストレージサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示します。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払を要します。

(閲覧)

第34条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 ネットワークストレージサービスの提供区間

当社のネットワークストレージサービスは、ネットワークストレージセンター設備とサービス接続点との間ににおいて提供します。

2 新聞社等の基準

区分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

目次

料金表通則.....	15
第1表 料金	17
1 適用	17
2 料金額.....	19
第2表 工事に関する費用.....	20
1 適用	20
2 工事費の額.....	21

料金表通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がそのネットワークストレージサービス契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日にネットワークストレージサービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にネットワークストレージサービス契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日にネットワークストレージサービスの提供の開始を行い、その日にそのネットワークストレージサービス契約の解除があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 利用規約第19条(料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するネットワークストレージサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 5 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 6 当社は、当社に特別の事情がある場合は、4及び5の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 7 当社は、料金及び工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 7に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 9 利用規約第19条(料金の支払義務)および利用規約第20条(工事費の支払義務)の規定等により、この料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。
なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。
(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

ネットワークストレージサービス利用規約

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この利用規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のネットワークストレージサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

1 適用

区分	内 容							
(1) ネットワークストレージサービスの種類等	<p>ア 当社は、ネットワークストレージサービスを提供するにあたり、次のとおりサービスの種類を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想ネットワークストレージサービス</td><td>主に電子ファイルの保存等の用に供することを目的として設置される、1のネットワークストレージサーバー設備により提供するネットワークストレージサービス</td></tr> </tbody> </table>		種類	内容	仮想ネットワークストレージサービス	主に電子ファイルの保存等の用に供することを目的として設置される、1のネットワークストレージサーバー設備により提供するネットワークストレージサービス		
種類	内容							
仮想ネットワークストレージサービス	主に電子ファイルの保存等の用に供することを目的として設置される、1のネットワークストレージサーバー設備により提供するネットワークストレージサービス							
	<p>イ ネットワークストレージサービスには、以下のタイプがあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常タイプ</td><td>試用タイプ以外のもの</td></tr> <tr> <td>試用タイプ</td><td>1ヶ月の期間限定のために提供するネットワークストレージサービス</td></tr> </tbody> </table>		タイプ	内容	通常タイプ	試用タイプ以外のもの	試用タイプ	1ヶ月の期間限定のために提供するネットワークストレージサービス
タイプ	内容							
通常タイプ	試用タイプ以外のもの							
試用タイプ	1ヶ月の期間限定のために提供するネットワークストレージサービス							
	<p>ウ ネットワークストレージサービスには、以下の細目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常方式</td><td>AD連係をおこなわないもの</td></tr> <tr> <td>AD連係方式</td><td>契約者の自営電気通信設備と連係するもの</td></tr> </tbody> </table>		区分	内容	通常方式	AD連係をおこなわないもの	AD連係方式	契約者の自営電気通信設備と連係するもの
区分	内容							
通常方式	AD連係をおこなわないもの							
AD連係方式	契約者の自営電気通信設備と連係するもの							
	<p>備考 AD連携方式の利用に係る技術的な条件は、別に定めるものとします。</p>							
(2) 仮想ネットワークストレージサービスの基本利用料の適用	<p>仮想ネットワークストレージサービスに係る基本利用料は、2(料金額)に定める基本額と(3)欄に基づき算定した加算額との合計とします。この場合、ネットワークストレージサーバーにおいて契約者が利用できる容量(以下、「利用容量」といいます。)は、次のとおりとします。</p> <p>ア 通常タイプのもの 100ギガバイトから2テラバイトまで</p> <p>イ 試用タイプのもの 100ギガバイト</p>							
(3) 加算額の適用	<p>仮想ネットワークストレージサービス(通常タイプのものに限ります)に係る加算額は、100ギガバイトを超える利用容量100ギガバイトごとに2(料金額)の(2)加算額に定める料金額を乗じて得た額とします。</p>							
(4) 試用タイプに係る基本利用料の減免	<p>第19条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、試用タイプに係る基本利用料は、支払いを要しません。</p>							
(5) ファイル操作証跡記録機能の提供	<p>ア ネットワークストレージサービスでは、ネットワークストレージサーバーのファイル操作記録を取得し保管するファイル操作証跡記録機能を提供します。この機能において、記録の対象となる項目は、別表のとおりとしま</p>							

ネットワークストレージサービス利用規約

	<p>す。</p> <p>イ 契約者は、記録の対象となる項目について記録実施の有無を変更できるものとします。この場合、契約者は、そのことをネットワークストレージサービス取扱所に通知するものとします。</p> <p>ウ この機能により保存する記録は、利用容量を消費します。</p>
--	---

ネットワークストレージサービス利用規約

2 料金額

(1) 基本額

ア 通常タイプのもの

1のネットワークストレージサービス利用契約ごとに月額

区分	料金額		(税込額)
	通常タイプ	試用タイプ	
通常方式	19,000円 (20,900円)	——	——
AD連係方式	19,000円 (20,900円)	——	——

(2) 加算額

ア 通常タイプのもの

100ギガバイトごとに月額

区分	料金額		(税込額)
	通常タイプ	試用タイプ	
加算額	2,000円 (2,200円)	——	——

第2表 工事に関する費用

1 適用

区分	内 容									
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるネットワークストレージサービス取扱所において、1の工事ごとに適用します。									
(2) 工事費の適用区分	<p>工事費の適用区分は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア サービスの利用開始に係る工事</td> <td>ネットワークストレージサービスの利用開始に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ ネットワークストレージサーバーの設定等に係る工事</td> <td>ネットワークストレージサーバーの設定、変更に係る工事(ファイル操作証跡記録機能に関する工事を含みます。)に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 利用容量の変更に係る工事</td> <td>利用容量の変更に係る工事に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	ア サービスの利用開始に係る工事	ネットワークストレージサービスの利用開始に係る工事に適用します。	イ ネットワークストレージサーバーの設定等に係る工事	ネットワークストレージサーバーの設定、変更に係る工事(ファイル操作証跡記録機能に関する工事を含みます。)に適用します。	ウ 利用容量の変更に係る工事	利用容量の変更に係る工事に適用します。
区分	内容									
ア サービスの利用開始に係る工事	ネットワークストレージサービスの利用開始に係る工事に適用します。									
イ ネットワークストレージサーバーの設定等に係る工事	ネットワークストレージサーバーの設定、変更に係る工事(ファイル操作証跡記録機能に関する工事を含みます。)に適用します。									
ウ 利用容量の変更に係る工事	利用容量の変更に係る工事に適用します。									
(3) 試用タイプに係る工事費の適用	当社は、第20条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、試用タイプに係る契約者については、工事費の支払いを要しないものとします。									

ネットワークストレージサービス利用規約

2 工事費の額

1の工事ごとに

区分	工事費の額		(税込額)
	通常タイプ	試用タイプ	
サービスの利用開始に係る工事	32,000円 (35,200円)	——	——
ネットワークストレージサー バーの設定等に係る工事	4,000円 (4,400円)	——	——
利用容量の変更に係る工事	2,000円 (2,200円)	——	——

別表

ファイル操作証跡記録機能の記録対象項目

記録対象項目	内容
pread	ファイル読み込み
pwrite	ファイル書き込み
ftruncate	ファイルの切り詰め
unlink	ファイル削除
mkdir	ディレクトリ作成
rmdir	ディレクトリ削除
opendir	ディレクトリオープン
rename	ファイル名変更
open	ファイルオープン
close	ファイルクローズ

ネットワークストレージサービス利用規約

附 則

(実施期日)

この利用規約は、平成27年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。